

中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。



制度の詳細

▶ 中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●制度概要 …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除^{*1}を選択適用することができます。

^{*1} 取得価額の10% (資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。

	生産性向上設備 (A類型・工業会証明)	収益力強化設備 (B類型・経産局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)

▶ 固定資産税の特例(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●制度概要 …… 中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

	固定資産税の特例 (工業会証明)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
対象設備 ^{*2}	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (償却資産として課税されるもの) (60万円以上/14年以内)

^{*2} 平成29年度税制改正により対象に追加される設備 (測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備) については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都府県 (埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪) となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

注意: 上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認下さい。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制

▶ 中小企業投資促進税制(平成31年3月31日まで)

●制度概要 …… 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除^{*3}が選択適用できます。

▶ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(平成31年3月31日まで)

●制度概要 …… 商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除^{*3}が選択適用できます。

^{*3} 資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。

出典: 中小企業庁「税制改正」パンフレットより抜粋

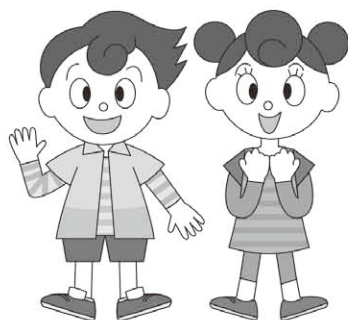
安心

国の制度だから
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン



中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも
加入できます

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共制度のしくみ

1 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

2 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

3 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：中退共



ちゅう太くん きょう子ちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211